

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年6月19日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳治

（平成30年12月1日～12月31日受理分。記載順序は五十音順。）

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
今村真由子	まごころ会	平成30年12月27日
入澤 豊	入沢豊所沢の未来を考える会	平成26年12月31日
三宮 幸雄	三宮ゆきお後援会	平成30年12月5日
塩田 和久	新和会	平成30年12月21日

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
関根 孝道	関根孝道後援会	平成30年5月11日
並木 正芳	経正会	平成30年12月21日